

事務連絡

令和4年11月17日

地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会

**東京都国民健康保険団体連合会からのお知らせ
審査結果に係る査定理由の詳細化について(周知依頼)**

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、今般、東京都国民健康保険団体連合会(国保連合会)より標記に関する周知依頼がありました。

令和4年9月9日付で当会よりお知らせしましたように、保険薬局が国保連合会に請求する「療養の給付に関する費用」に関しましては、国保連合会での審査後に請求点数に変更が生じた際には、令和4年9月審査分から、「増減点・返戻通知書」に、審査結果の理由に応じた区分ごとの事由記号を用いて通知されているところです。

今後、明確にしていくため審査結果の事由記号の表記に加え、その理由が段階的に記載(別紙資料の表記を参照)されていくこととなりますので地区会員薬局にご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、当該連絡は、国保連合会のホームページでも公表が予定されております。

問合せ先: 東京都国民健康保険団体連合会

<https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/insurance/>

審査に関する内容: 審査第1部審査課医科係 電話 03-6238-0259

調剤報酬の請求・支払及び各種帳票の発送関係:

審査第2部事務審査第4課 電話 03-6238-0382

東国保連発第1556号
令和4年11月17日

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田泰造様

東京都国民健康保険団体連合会
理事長 佐藤 広
(公印省略)

審査結果に係る「査定理由詳細化対応」について（ご依頼）

平素、本会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険薬局が請求する「療養の給付に関する費用」につきまして、調剤報酬明細書(レセプト)を審査した結果、内容に応じた増減点事由記号（A～K）を使用し、その事由や増減点数等を関係帳票により各保険薬局にお知らせしております。

各保険薬局では、関係帳票に記載の事由記号から帳票に記載された事由を参照の上、ご確認いただいておりますが、今後、結果の理由を明確にお知らせするため、令和4年11月請求分から当該事由記号以外にその理由をお知らせすることとなりました。

このため、各帳票を変更し、理由を記載いたしますが、段階的に実施していくため、減点の項目に対し、その理由の全てが記載されませんのでご理解を賜りますようお願いいたします。

つきましては、「査定理由詳細化対応」につきまして、各保険薬局に対し周知が必要となりますので大変恐縮ではございますが、貴薬剤師会の会員様宛てに別紙事務連絡の周知をお願いいたしたく、ご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、貴薬剤師会からの周知の他に、本会ホームページ及びオンライン請求システムのお知らせに掲載し周知を図ってまいりますので何卒、よろしくお願いいたします。

【本通知に関する担当】

審査第1部 審査課 関原・飯田 TEL 03-6238-0259

【保険薬局からの対応部署】

- ・審査委員会における審査（結果）に関すること
審査第1部 審査課 医科係 TEL 03-6238-0259
- ・調剤報酬の請求・支払及び各種出力帳票の発送に関すること
審査第2部 事務審査第4課 TEL 03-6238-0382

保険薬局 各位

東京都国民健康保険団体連合会

審査結果に係る査定理由の詳細化について

平素、本会の事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、保険薬局が請求する「療養の給付に関する費用」につきまして、調剤報酬明細書(レセプト)を審査した結果、内容に応じた増減点事由記号(A~K)を使用し、その事由や増減点数等を関係帳票により各保険薬局にお知らせしております。

各保険薬局では、関係帳票に記載の事由記号から帳票に記載された事由を参照の上、ご確認いただいておりますが、今後、結果の理由を明確にお知らせするため、令和4年11月請求分から当該事由記号以外にその理由をお知らせすることとなりました。

このため、各帳票を変更し理由を記載いたしますが、段階的に実施していくため減点の項目に対しその理由の全てが記載されませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。変更いたします関係帳票等は下記のとおりとなります。

なお、変更例の一部を別紙にてお送りいたしますのでご確認願います。

また、減点理由に関するお問合わせは、引き続き関係部署で対応させていただきますことを申し添えさせていただきます。

記

1 関係帳票等

増減点連絡書、増減点返戻通知書、オンライン用増減点CSV、
過誤・再審査結果通知書

2 お問合わせ先

- ・審査委員会における審査(結果)に関すること
審査第1部 審査課 医科係 03-6238-0259
- ・調剤報酬の請求・支払及び各種出力帳票の発送に関すること
審査第2部 事務審査第4課 03-6238-0382

3 参考

増減点事由一覧(事由内容 一部抜粋)

| | |
|---|--------------------------------------------|
| A | 療養担当規則等に照らし、 <u>医学的に保険診療上適応</u> とならないもの |
| B | 療養担当規則等に照らし、 <u>医学的に保険診療上過剰・重複</u> となるもの |
| C | 療養担当規則等に照らし、 <u>A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの</u> |
| D | 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの |
| F | 固定点数誤り |
| G | 計算誤り |
| H | 縦計誤り |
| K | その他 |

※増減点事由一覧 A・B・C に記載があります、「医学的に保険診療上」は「薬学的に保険調剤上」と読み替えてください。

(調剤)保険薬局 帳票例

薬局コード
保険薬局名

薬局

御中

国民健康保険団体連合会

| 調剤 年月 | 受付番号 レセプト番号 | 保険者番号等 | 区分 | 給付 区分 | 氏 調剤番号 調剤番号 KARLUTE | No | 調剤月日 | 法別 | 増減点数(金額) | 事由 | 負担 | 請求 内容 | 負担 | 補正・査定後 内容 |
|-----------------------------------------------------|----------------|--------|----|----------|------------------------------|----|------|----|----------|----|----|--------------|-----|------------------------------------------------------------|
| | | | 本外 | | | 01 | 4. | 00 | -24 | D | | 時間外加算(薬剤調製料) | 24 | 審査結果の理由等：『時間外加算(薬剤調製料)は、休日加算(薬剤調製料)と重複算定不可となりますのでご留意ください。』 |
| | | | | | | 合計 | | 00 | -24 | | | 438 | 434 | 審査結果の理由等：『時間外加算(薬剤調製料)は、休日加算(薬剤調製料)と重複算定不可となりますのでご留意ください。』 |
| <p><補正・査定後内容>欄に 事由記号以外にその理由をお知らせいたします</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | |

記号凡例
(増減点
1
1)

A 療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの

B 被療担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの

C 療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの

D 告知・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

J* 額定点検によるもの

Y* 概算点検によるもの

T* 算合点検によるもの

2 事務上に関するもの

F 固定点数が引かれているもの

G 請求点数の減算が行われているもの

H 概算計算が行われているもの

K その他

(補正・査定後内容)
算合点検

処方箋を発行した医療機関のレセプトとの照合点検により
補正・査定された内容